

## 千葉県立保健医療大学GPA制度に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、千葉県立保健医療大学履修規程第11条の規定により、千葉県立保健医療大学（以下「本学」という。）における Grade Point Average（履修科目の成績の平均値。以下「GPA」という。）制度に関し必要な事項を定め、明確で客観的な総合的成績評価を示すことにより、学生の自主的な学修を維持し促進する仕組みを構築するとともに、大学教育の質の確保に資することを目的とする。

### (GPの算定)

第2条 学生が履修した授業科目の Grade Point（以下「GP」という。）の算定にあたっては、成績評点を直接算定する functional GPA 方式を採用し、計算式は次のとおりとする。

$$GP = \frac{(100 \text{点満点の成績評点} - 55)}{10}$$

2 成績評点が59点以下の授業科目のGPは0とする。

### (GPAの種類と算定)

第3条 各学期のGPA（以下「学期GPA」という。）及び累計のGPA（以下「累計GPA」という。）は、次の式により計算するものとし、その数に小数点以下第一位未満の端数があるときは、小数点以下第二位の値を四捨五入するものとする。

$$\text{学期GPA} = \frac{(\text{当該学期の履修科目のGP} \times \text{当該科目の単位数}) \text{の総和}}{\text{当該学期の履修科目の総単位数}}$$

$$\text{累計GPA} = \frac{(\text{全学期の履修科目のGP} \times \text{当該科目の単位数}) \text{の総和}}{\text{全学期の履修科目の総単位数}}$$

### (GPAの対象科目・除外科目等)

第4条 各学科・専攻で開講する授業科目のうち、卒業要件に算入できるすべての授業科目をGPAの算定対象科目とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる各号に該当する場合は、GPA算定の対象外とする。

- (1) 千葉県立保健医療大学学則第38条から第40条までの規定により、本学において単位認定された科目
- (2) 履修規程第3条第5項により履修登録取消を行った科目
- (3) その他本学が特に定める科目

(再履修)

第5条 不合格と評価されたのちに再履修によって合格し、単位を修得した授業科目については、再履修によって得た成績評点及び単位数をGPAの算定に算入するとともに、当該科目について過去に得た不合格の成績評点もGPAの算定に算入する。

(成績証明書への記載)

第6条 各学期の成績発表日に学期GPA及び累計GPAを通知する。

2 学期GPA及び累計GPAは、成績証明書に記載する。

3 本学卒業後に発行する成績証明書には、累計GPAを記載する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、GPAに関し必要な事項は、教務委員会の議を経て別に定める。

附則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行し、2019年度以降の入学生及び2021年度以降の3年次編入生から適用する。

2 この規程施行の際、前日から引き続き在学する者及び2019年度以降に再入学する者については、なお従前の例による。

3 この細則の改正は、令和4年4月1日から施行する。

4 この細則の改正は、令和7年4月1日から施行する。